

第 13 回

美方町・村岡町・香住町
合併協議会 会議録

平成 16 年 8 月 11 日

第 13 回美方町・村岡町・香住町合併協議会 会議録

日 時 平成 16 年 8 月 11 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分
 場 所 美方町総合センター

出席者

協議会委員 (計 23 名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
上 田 節 郎	岩 槻 健	藤 原 久 嗣
吉 田 範 明	谷 淵 栄 一	上 田 孝
本 城 繁 信	板 坂 公 二	橘 秀 夫
朝 倉 富 征	石 垣 健 三	伊 藤 誠
井 上 一 郎	井 上 源 一	岡 田 久 子
中 村 治 泰	小 谷 道 子	柴 崎 一 秀
水 間 徳 子	西 尾 高 雄	中 村 暁
	三 好 忠 男	村 瀬 晴 好

顧問 (計 1 名)

兵庫県議会議員
丸 上 博

幹事会 (計 9 名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
田 野 新 一	中 村 一 治	大 瀧 正 博
吉 田 博 昭	太 田 培 男	米 田 稔
西 村 吉 弘	杉 谷 信 義	谷 岡 喜 代 司

事務局 (計 9 名)

藤 原 進 之 助	岸 本 典 明	清 水 幸 信
穴 田 康 成	邊 見 泰 正	田 尻 幸 司
吉 村 松 雄	川 戸 英 明	中 村 貴 志

欠席者

顧問 (計 2 名)

兵庫県議会議員	但馬県民局長
中 村 茂	西 村 良 二

協議会委員 (計 1 名)

美 方 町
毛 戸 公 彦

傍 聴 人 19 人

第13回美方町・村岡町・香住町合併協議会

と き：平成16年8月11日(水)

と ころ：美方町総合センター

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 協議事項

協議第55号 環境関係事務事業の取扱い(その1)について

協議第56号 社会教育関係事務事業の取扱い(その1)について

協議第57号 福祉関係事務事業の取扱い(その2)について

協議第58号 農林水産関係事務事業の取扱い(その2)について

協議第59号 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)について

6 その他

地域自治区の取扱いについて

名付け親賞等の抽選決定

第14回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年8月30日(月)13:30~

(2) 場 所 香住町文化会館

(3) 協議事項(予定)

協議第60号 社会教育関係事務事業の取扱い(その2)について

協議第61号 環境関係事務事業の取扱い(その2)について

協議第62号 福祉関係事務事業の取扱い(その3)について

協議第63号 その他協議が必要な事務事業の取扱いについて

協議第64号 一部事務組合等の取扱い(その2)について

協議第65号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第66号 地域自治区の取扱いについて

協議第67号 合併協定項目の変更について

7 閉 会

藤原事務局長 皆さん、こんにちは。定刻より若干遅れました。申しわけございません。

傍聴の皆様には、毎度多数御参加いただいております。ありがとうございます。また本日も、いつものことながらでございますけれども、会議進行に何とぞ御協力いただきますようによろしく願いいたします。

それでは吉田議長の方から開会宣言をしていただきまして、会議を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

吉田議長 それではただいまより3町合併協議会会議運営規程第4条第1項の規定に基づきまして、第13回3町合併協議会の開会を宣言いたします。

皆さん、改めましてこんにちは。口をあければ暑いという言葉しか出てきませんが、本当に連日、暑い中、いろいろとお忙しい中を全員の方が出席していただきまして、まことにありがとうございます。きょうも盛りだくさんの議事ではございますけど、慎重審議をお願いして、適切妥当な結論を得られますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは次に、会長の岩槻村岡町長から御挨拶申し上げます。

岩槻会長 皆さんこんにちは。それでは、会議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

御承知のように、もうお盆を目前に控えまして、皆さん方、大変心せわしい日を送っておられるわけでございますが、きょうは第13回の合併協議会、御案内申し上げました。万般繰り合わせ、全員お揃いで御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

振り返ってみますと、それぞれの大きな項目については、一つの方向性が見出せたというふうに思います。最後の細かい詰め段階に入るわけでございまして、随分とこれまで御心労をいただいて、大変な御理解の下に今日に及んだわけでございます。やはり感慨深いものがあるなあと思いますし、いよいよ、新しい町になるということになりますと、我々協議会の委員としてもその責任の重さというものが日一日と重いなあというふうに感じてなりません。

こんなことを思いながら、きょうは4つの協議議案を御提案申し上げます。是非ひとつ慎重御審議をいただきまして、適切なる御決定をいただきますように心からお願い申し上げます。

なお、きょうは県会の丸上先生、顧問として御出席もいただいておりますし、段々関心もさらに深くなってまいりまして、傍聴の皆さんも多くをお運びいただくわけでございます。最後に気持ちを引き締めて、やはり町民から、いい方向付けができたなあということになりますように、ひとつ格段の御協力をお願い申し上げます。最初の御挨拶といたします。きょうは誠にありがとうございます。

吉田議長 それでは会議の成立につきまして、事務局長から報告させます。

藤原事務局長 御報告いたします。

本日は美方町の毛戸委員さんお一人が御欠席でございまして、24名中23名の出席で

ございますので、会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

なお、顧問の先生方におかれましては、丸上県議、大変御多忙の中御出席いただき、ありがとうございます。

なお、中村県会議員、それから西村県民局長におかれましては、所用がございまして御欠席の通知をいただいております。以上でございます。

吉田議長 次に3町合併協議会会議運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、会議録署名委員を指名いたします。

美方町、井上一郎委員、香住町、伊藤誠委員を指名いたしますので、よろしく願います。

暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

7月28日開会の合併協議会におきまして、協議第52号につきましては原案の方針のとおり確認するというにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がありますので、さよう決定いたしました。

次に協議第55号、環境関係事務事業の取扱い(その1)についてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは本日の会議資料の1ページをご覧くださいと思います。協議第55号、環境関係事務事業の取扱い(その1)について。環境関係事務事業の取扱い(その1)について提出する。平成16年8月11日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目3-(12)でございます。各種事務事業の取扱い、環境関係事務事業の取扱い。1、ごみ処理に関すること。(1)ごみ収集業務は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、合併後に再編する。(2)ごみ収納庫設置事業は、村岡町、香住町の例により、合併時に統一する。(3)ごみ袋等の販売委託業務は、香住町の例を基に合併時に再編する。(4)資源ごみの回収奨励金交付事業は、合併時に再編する。

それでは失礼ながら座って説明をさせていただきたいと思います。

それでは最初の(1)の関係でございますが、資料としましては2ページの上の方につけておりますので、ご覧いただきたいと思います。

現在、3町のごみ収集業務につきましては、美方町、香住町が町の直営で、それから村岡町が平成15年度から民間業者によります収集業務ということで、委託業務で実施しております。これらの収集業務を現行のとおり新町へ引き継ぐということにいたしておりますけれども、特にプラスチック及び缶、瓶の収集回数の関係でございますが、3町間で週1回から月2、3回の差異がございましたり、あるいは資源ごみの分別等においても差異がございますので、合併後に再編することにはいたしております。

(2)の資料も同じく2ページの中ほどにつけておりますけれども、3町のごみ収納庫設置に対する補助制度でございますが、美方町が資材費の2分の1を、それから村岡町、香住町が事業費の2分の1を補助するなど、補助対象に差異がございますので、合併時に村岡町、香住町の例によりまして、事業費を補助対象とするよう統一するものでございます。

それから(3)でございますが、同じく資料は2ページでございます。ごみ袋の販売委託業務につきましては、美方町では、ごみ袋を販売しました販売店に対して、ごみ袋1枚につき5円の手数料が出ております。村岡町では、ごみ袋の売上金の10%を差し引いた額でごみ袋を販売しております。香住町につきましても、村岡町と同じように5%を差し引いた額で販売しております。このように手数料がいわば5%から10%の差異がございますので、香住町の例を基に合併時に再編することにはいたしております。

それから(4)の関係ですが、資料は3ページでございます。現在、PTA等が行います資源ごみ集団回収につきましては、香住町につきましては全然やってないということではございません。右の方に書いてありますように、町の計画収集で実施しております。さらにPTA等が自主的に実施しておりますけれども、奨励金という形ではやってないということのまず御理解をいただきたいと思えます。

そういった中で、美方町、村岡町ではこれの奨励金の交付を行っておるわけでございますけれども、奨励金が、例えばアルミニウムが極端な例でございますが、美方町ではキロ50円、村岡町ではキロ2円というふうになってございまして、奨励金の額に差異がございますので、現行の内容を調整しまして、合併時に再編することにはいたしております。以上でございます。

吉田議長 朗読と説明は終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思えます。

協議第55号について質疑のある方は挙手をお願いいたします。

香住の中村委員。

中村(暁)委員 香住町の中村です。香住町で現在、民間の収集業者がパッカー車を持って家庭のごみの収集のやっておるんですけども、町区長会の会議の中で、このあたりのものを民間で収集をするというふうなことになるとう産業廃棄物の取り扱いになるわけでありまして、今、矢田川のクリーンセンターでこの産業廃棄物を受け入れておるといふ

うな事実があるわけであるんですけれども、この民間業者の収集のものの取り扱いについては、先程言いましたように、町区長会の会議の中でも、これおかしんじゃないだろうかなというふうなことが出ておりました。そのあたりの取り扱いについてはどういうふう
に今後やっていかれる予定なのかお聞きしたいというふうに思っております。

吉田議長 専門部会長、答弁できますか。

じゃあ、幹事長。

大滝幹事長 お答えしたいと思います。

香住町が現在行っております民間業者によります収集につきましては、いわゆる一般家庭ではなく事業者、事業系のごみを取り扱っておりますので、そこら辺で区分はきっちりとできてるといふような認識をしております。

吉田議長 よろしいですか。

他ありますか。

水間委員。

水間委員 美方町の水間でございます。資源ごみの回収奨励金のことでございますけれども、美方町といたしましては、ここの2の項目に、回収はPTA等が主体となり実施というふうに書いておられますけれども、PTA、また婦人会の方が回数を回収しとります。そういうふうなことににつきまして、アルミニウムのキロ50円につきましては、村岡町さんでは2円になっております。これはPTAと婦人会につきましては、自分たちが回収して、数えて現場まで運んでおるわけでございます、その辺の違いと違うかなというふうには思いますけれども、今後また婦人会といたしましてもリサイクル、省資源の関係におきまして、この活動は大きな一環として環境問題に取り組んでいきたいというふうな思いがございますので、統一する中にも含んでいただいたらありがたいなあとというふうに思っております。以上です。

吉田議長 専門部会長、答弁お願いできますか。

小谷専門部会長 再編するということでございますが、この集団回収運動の奨励金で各町は差異がございます。つくりました年度もそれぞれ違っておりますが、当初は、私の町でありますと平成4年でございましたけれども、1円程度のところからスタートいたしまして、現在は5円なり6円なりというふうなことでございます。また、アルミにつきましても、特に目方が出ないということから、単価のことについても検討いたしましたが、今、水間会長さんが申されましたように、美方の方では、またそれぞれ集めて、また持ってい

かれとるといふふうな状況でありまして、そのアルミニウム自体も、ただつぶしておられるとこや、また、機械でつぶしておられて、そこからまた持っていかれておるといふふうなことをございまして、そのやっただいてることにもともと現在差異がございます。そういうことで、この単価等につきましては全体的に見直されるということで検討していくようになるというふうに思っております。

吉田議長 三好委員。

三好委員 村岡町の三好です。ごみ収集のいわゆる収集体制の関係なんですが、現在、直営と委託ということで分かれておるんですが、この項目でいきますと、合併後再編をするということで出とりますが、これからの見通しとして、協議されて決定されるんですけども、直営でやるのがいいのか、委託でやるのがいいのかという問題が当然起きてこようかというふうに思うわけをございます。従いまして、この直営にするのか、委託にするのかという問題は、合併後再編する時点ではどちらの方向に動くというような見通しがあるのかないのかお尋ねしたいと思います。

吉田議長 専門部会長、その辺は出ましたか。

小谷専門部会長 3町の中で村岡1町が現在収集を委託をしておりますが、その過程におきまして、実際は民間委託というような話が出ておった時期もございますし、当面その予定はないというふうなことがあったところもございます。一つの町になるわけをございまして、いずれにしても、かっちり区域を区切ったようなスタイルがいつまで続くのかということにはならないというふうに思っております。しかし、そのものをこうだということまでの話は現在しておりません。

吉田議長 会長。

岩槻会長 このごみ収集の手法、委託やるのか、直営でやるのかということをございます。私一人の判断で申し上げるのはなかなか難しい面がございますけども、大きな国の動き、あるいは全国の自治体の動きという中で、今、行政改革が行われておるわけをございますし、やらなくては、これまでのような形でなかなか自治体の行政は進まないということですから、スリム化を図っていかなくてはならない。民間でできるものはやっぱり民間に委託して、さるかわり民間もそういうことによって、また経営もうまくいくということになるわけをございますので、基本的にはスリム化できるものはスリム化していくという、また最終の詰めもやる必要があるではないかというふうには、私自身はそう思うわけをございます。

吉田議長 他ございますか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようでございますので、意見等ございましたらお聞きしたいと、このように思います。ありませんか。

質疑、意見なしと認めます。

従いまして、協議第55号は確認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、協議第55号につきましては確認することに決定いたしました。

続きまして、協議第56号、社会教育関係事務事業の取扱い(その1)についてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 5ページをご覧いただきたいと思います。協議第56号、社会教育関係事務事業の取扱い(その1)について。社会教育関係事務事業の取扱い(その1)について提出する。平成16年8月11日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目3-(12)、各種事務事業の取扱い。社会教育関係事務事業の取扱い。1、人権・同和教育に関すること。(1)人権・同和教育事業は、現行の事業を基に調整し、合併後に再編する。(2)人権・同和教育推進(研究)協議会は、合併後、速やかに再編する方向で調整に努める。

2、成人式に関すること。成人式は、成人の日の前後に1カ所で統一して実施する。

3、文化財に関すること。町指定の文化財は、新町へ引き継ぐ。

資料6ページをご覧いただきたいと思います。まず、人権・同和教育事業の関係でございますけれども、現在3町がそれぞれ研修会、啓発活動、同じように実施しておるわけでございますけれども、その内容を見ますと、例えば啓発活動の中で、作文、標語、ポスターの募集、それからカレンダーの作成、啓発冊子の作成等、それぞれ3町が特色ある活動をされておりますので、現行の事業を基に合併後に再編したいと、このように考えております。

(2)の人権・同和教育推進協議会の関係でございますが、資料は6ページの下段の方でございますけれども、美方町におきましては、この事業を委託事業で実施されておるわけですし、村岡町、香住町では補助金を交付して活動をされております。町によってこのような違いがございますが、合併後、速やかに再編する方向で調整に努めたいと、このよ

うに考えております。

それから、成人式の関係でございますが、7ページに資料をつけております。現在、美方町におきましては5月4日に、それから村岡町、香住町は成人の日の前日の日曜日にそれぞれ実施しておりますけれども、新町においては、成人の日の前後に成人が一堂に会して開催するというものでございます。

それから最後に文化財の関係でございますが、資料は8ページでございます。現在3町で合わせて63件の貴重な町指定の文化財がございますけれども、これらの文化財につきましては新町へ引き継ぐというものであります。以上でございます。

吉田議長 説明が終わりましたので質疑に入りたいと思いますが、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

上田委員。

上田(孝)委員 専門部会か会長か局長かわかりませんが、数点質問をしたいと思っております。

まず、きょう、その1ということですから、次回にはその2ということの中に含まれておると思いますが、現在3町では、特にこの人権同和問題に関連します人権啓発推進条例を香住町が制定をしております。その辺の扱いについては、どのような場で、どのような協議をされて、どのような提案をされようとしておるのか、もし差し支えなければ、関連しますので質問をしておきたいと思っております。

2点目であります。この(1)の分ではありますが、ここでは合併後に再編するということになっておりますし、(2)でも、合併後速やかにというような文言になっておるわけですが、次の資料の養父市、朝来市の資料を見ていただいたらいいんですが、どちらも合併までにということ謳っております。私は、これは合併後でなければできないというものではないと思っておりますので、当然、合併までにでき得るものという認識の下に、この辺の字句も、なぜ合併後になったのかということをお聞きしたい。

次に、2点目の一番最後に、再編する方向で調整に努めるということですが、私はこの努めるという捉え方ですね、これはまあ個人それぞれ違うと思っておりますが、私はなぜこれを調整するということができないのかな。努めるということは、考え方によったら、できないこともあり得るわけですね。そういう意味で、これ努めるというのは意図的にされとるのか、そこまでは私はわかりませんが、なぜここで、これだけこの問題が3町の中でも大事な重要問題だというふうに捉えとるんであれば、なぜここに調整をするというようなくりにできなかったのかな。その点についてまずお尋ねをしておきたい、かように思います。以上です。

吉田議長 専門部会長、答弁できますか。

専門部会長。

山田専門部会長 香住町の山田といいます。

今、3点の質問がありました。まず1点目の人権啓発推進条例の扱いの関係ですが、今、上田委員言われましたように、その2で提出される予定かなというふうに思います。とりあえず社会教育分科会並びに教育専門部会の方では、人権啓発推進条例の扱いにつきましては、香住町だけ現在あるわけですが、これを新町にも引き継ぐという方向で結論はつけております。一応そういう方向で考えております。

2点目の、すべて、(1)(2)にしましても、合併後という言い方になつとるわけですが、これ(2)の、3点目の調整に努めるといいう言い方、こっちの方から説明したいと思うんですけども、香住町の場合でしたら同和教育推進協議会、研究協議会と言っている町もありますし、若干、名称は違うわけですが、町の事業とは非常に関連した団体ではあるわけですが、町の附属機関ではないという捉え方の中で、こちらの方がこうするといいう言い方じゃなしに、当然、合併したら1町になるわけですから、この同協についても当然一つになってほしいけども、こちらの方はこうしなさいと言えるもんじゃないので、こういう努めるといいう言葉をあえて加えたということです。

こういうことに関連するわけですが、2点目の再編でなく合併時に再編せといいうことなんですけども、今言いましたように、同協の方、確かに合併時に同協の自体も一本になればいいんですけど、こここのところはっきり、私もできるかどうかわかりません。要するに町の直接の、重ねて申し上げますけども、団体でありませぬので、そこまで強制できません。実際の同和教育並びに啓発関係の事業と申しますのが、この説明書の上では町がやったような格好で上がってるわけですが、実際、香住町の例をとりましても、同和教育推進協議会が主となってやってる事業が非常に多くあります。そういうことで、つまり同協が一本にならなければ、事業としてもどうなるかわからないという部分がありまして、とりあえず合併後といいうような言い方にしておりますけども、当然、それが早くできるように努めるといいうことについてはやぶさかでないと思っております。以上です。

吉田議長 上田委員。

上田(孝)委員 今、課長の説明があったわけですが、どちらも町直属のこれは機関でありませぬので、決めつけるということとはできない、そのことはわかるんですが、であれば、養父市とか朝来市が、ここに例があるように、じゃあ関係機関と協議をすることを入れておけば、その辺の、私の言おうとすることも、今課長が説明することも十分それで伝わるんじゃないかな。関係機関と協議をしようといいうことでいいと思うんですね、このような考えにならないのかなと、これ第1点であります。

それから、今まで、たまたまきょう、今、中村会長がおられるんですけども、町同教

の会長として、今3町のそれぞれの町同教の会長さんと協議をしながら、3町の町長なり会長の岩槻町長には、今後のこの町同教のあり方、それから人権同和教育の進め方についての要望等は、何回か出しておると思うんですね。十分、その要望書等を検討され、その上でこうして専門部会に諮られて、このような形で出ていると思うんですが、基本的に、岩槻会長、会長としてこの問題を、新しくなろうとするこの町づくりの中でどのような課題として、中心的な課題として、大事な問題として捉え、新町に生かされようとされとるのか、その辺のお考えもひとつ聞かせていただければありがたいなと、こういうことを思います。

まず1点目、山田課長、2点目が岩槻会長ということでお願いをしたいと思います。以上です。

吉田議長 専門部会長。

山田専門部会長 私が今、どう答えていいか非常に迷うんですけども、現段階では専門部会、分科会では合併後に再編するというので一応結論を出し、これを幹事会、町長会の方でも御協議いただいて、こういう内容で出ておりますので、その辺のところは御理解いただきたいと思うんですけども、ただ、気持ちの上で、私も社会教育、直接の担当ではないんですけども、でき得る中で早い協議が当然必要だということは思っております。その実際事務を進める職員含めて、その辺は十分申し伝えたいと思いますけども、この上で私は合併までに関係機関と協議するというに云々ということについては、これ以上の返答はこらえていただきたいと思います。

吉田議長 岩槻会長。

岩槻会長 今、御指摘受けましたが、21世紀は人権の世紀とも言われるわけでございますし、どの町もこの同和教育重視してきておるわけでございます。そういった中で、実は昨年4月5日付で、平成の合併に伴う人権施策に係る要望書というのを各町の同和对策の会長さんの方から、推進協議会の会長さんからいただいておるわけでございます。その中の要望の一つに、合併した暁には、人権にかかわる担当室ぐらいは置いてほしいと、あるいはそれぞれの、一つの町になるとしながら、旧町単位で専任担当者が配置できないかというふうな要望もいただいております。従って、もうなかなかこの同和教育というのは一朝一夕に成果を上げるという難しさもあると思います。我々はもう長らくの同和教育の中で、差別してはならない、人権は尊重しなくてはならないということは、観念的にはよくわかっておるわけですが、日常生活の中に、つい知らず知らずの間に人の心に痛みを与えるような発言、あるいは行動もあると。そこに大きな問題があるわけございまして、粘り強く継続して同和教育というのは進めていかななくてはならないとい

うふうに思います。

従って、新町になりまして、御要望の点についても、これは行政機構の問題にもなりますから、ここでそれを一概に発言できないわけですが、こういう要望書も十分尊重した行政ができますように、気持ちとしてはそういうふうに思っておるわけでございます。

吉田議長 中村委員。

中村（暁）委員 香住町の中村です。先程、上田委員から質問と御意見出たわけでありましてけれども、この協議会の中で、新町のまちづくり計画の検討小委員会の中で新町のまちづくり施策を考えてきて、この間まとめたところでありましてけれども、人権文化の創造ということで、新しい町のやはり根幹となすべきものは、人をきちっと大切にするような町づくりをしないといけないということで、みんな確認をしたところであるわけでありまして。先程、町同教、それから町人教の関係につきまして、ここにおられる大方の方たちはそれぞれの町がやるべき施策だと、やるべき施策を町同教、それから町人教という団体がその事業をやっておるんだというふうなことで認識はこうあるかというふうに思っております。ですから、一番大切な団体であるわけでありまして、そういう認識で今後も認識をきちっと持っていて、町の施策として取り組んでやっていただきたいというふうに思っております。

先程岩槻会長さんの方から、4月に町人教、町同教の方の関係で出しました要望書の関係では、先程上田委員が言いました人権啓発推進条例の新しい町になっても制定をしてやってほしい。それから、今まで3町で事業を行ってあった補助金、それから委託金について、できるだけその金額を確保してやってほしい。それから、先程会長さんの方からも説明がありましたけれども、新町における推進体制として推進課ないし推進室の設置を、是非とも町の施策として設けてやってほしいというふうな要望を出したわけでありまして。きょう、この協定項目の中の1で、先程上田委員の質問の中でもあったんですけれども、先程私が言いましたように、この関係につきましては一番町づくりに大事な部分でありまして、これが合併後でも構わんと思っておりますけれども、そのあたりの調整、それから再編をされる際には、今まで先輩から営々とかかわってきた、町づくりにかかわってきた、人権についてかかわってきたものたちの関係機関にそのあたりのところをきちっと協議をしてやっていただきたいというふうに思っております。

吉田議長 岩槻会長。

岩槻会長 やがて新しい町になっての行政機構ということも検討に入るわけですが、きょうこうして出ている御意見も拝聴して、それが生かせるように努力していきたい

いと、配慮していきたいと、こう思うわけでございます。

吉田議長 他ございますか。

〔質疑なし〕

吉田議長 意見もございませんか。

ないようでございますので、質疑、意見を打ち切りたいと、このように思います。

協議第56号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、協議第56号につきましては、確認することに決定いたしました。

続きまして、協議第57号、福祉関係事務事業の取扱い(その2)についてを議題とし、事務局から説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、10ページをお願いいたします。協議第57号、福祉関係事務事業の取扱い(その2)について。福祉関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。平成16年8月11日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目3-(12) 各種事務事業の取扱い、福祉関係事務事業の取扱い。1、福祉施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

2、福祉医療費助成事業に関する事。(1)町単独事業の福祉医療費助成事業は、合併時に廃止する。ただし、当該事業を実施している美方町、村岡町に限り、現行の受給者証の有効期間満了まで継続実施する。(2)町単独事業の福祉医療費助成事業の内、乳幼児医療費助成事業については、現行の村岡町の制度を基に、新町において新たに助成制度を設ける。

3、民生委員・児童委員に関する事。(1)民生委員・児童委員協議会は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、新町において連合会を組織する。(2)民生委員・児童委員の活動費は、合併時に再編する。

それでは、座って御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、まず11ページをご覧くださいと思います。町の財産は、基本的には確認いただいておりますように、新町へすべて引き継ぐということになっておりまして、重複した形での御提案でございますけれども、3町でこれまで高齢者福祉事業、それから介護予防事業、障害者福祉事業等、さまざまな福祉事業を実施しておりますけれども、これ

らの事業を実施する上でベースとなる福祉施設、11ページからずっとつけておりますけれども、これらの福祉施設は現行のとおり新町へ引き継ぐというものでございます。

それでは、2番の(1)でございますけれども、現在、福祉医療の関係につきましては県の補助制度もございまして、これらは当然3町実施しておるわけでございますけれども、例えば所得要件等によりまして県の補助対象とならない方を対象とした町単独事業が3町の内、美方町、村岡町で実施されております。資料としましては、16ページからその辺の資料をつけさせていただいております。一番右側、香住町でございますが、香住町ではこれに類する補助制度は、制度化しているものはございません。美方町につきましては、17ページでございますように、寡婦等の医療費の助成事業が町単として実施されておりますし、村岡町におきましては乳幼児の医療費助成、それから重度心身障害者医療費助成、母子家庭等医療費助成、寡婦等医療費助成及び老人医療の助成事業を実施しております。これらの町単独の医療費助成事業につきましては、合併時に廃止したいと考えております。因みにこれをすべて実施すると、これまで制度化していない香住町も含めて全部この制度を継続するということになると、約5,000万の町費が必要になります。御参考までに申し上げたいと思います。ただし、美方町、村岡町につきましては、現行の受給者証の有効期間が平成17年の6月までということになっておりますので、この間は継続して実施したいというふうに考えております。

しかし、乳幼児医療費の助成につきましては、少子化対策あるいは子育て、子育ての政策的な観点から、現行の村岡町の制度を基に、新町において新たに助成制度を設けることにいたしております。

それから、3番でございますけれども、民生委員・児童委員協議会の組織につきましては、合併しましても各町に現在の組織は必要であると考えておまして、現行のとおり新町へ引き継ぐことにしておりますけれども、3町の共通の団体または共通の目的を持った団体はできる限り合併時に統合できるように努めることが既に確認されておりますので、新町におきまして3町の組織を統括する、例えば連合会を組織するようなことに今のところは考えております。

それから、(2)の関係でございますけれども、民生委員・児童委員協議会の活動費につきましては、住民の相談役として積極的な活動ができるようにするためにも、3町の現状を基本に合併時に再編したいと考えております。

現在の状況を若干触れてみたいと思いますけれども、18ページに資料をつけておりますが、例えば美方町では、委員活動費として委員が6万円、その他に費用弁償が1回当たり1,000円ということですから、毎月1回ということになりますとこれに1万2,000円加わって7万2,000円になると。それから、村岡町につきましては5万5,000円ですけれども、費用弁償は別途支給ということで実費が支給されますので、やはり美方町と同じぐらいな活動費になろうかというふうに思っております。なお、香住町におきましては、現在、国の補助基準が1人6万300円の活動費があるわけでございますけ

れども、香住町の場合は同額を町の方からこの民協の方に補助金を出しておりまして、民協の方では費用弁償も含めたもので1人当たり7万3,200円を支給しとるということになっておるようです。従いまして、これらを3町の現状を十分認識しながら合併時に再編したいと、このように考えております。以上でございます。

吉田議長 以上で説明は終わりました。
ここで質疑を受けます。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、意見等ございましたらお聞きしたいと思います。ありませんか。
谷淵委員。

谷淵委員 ちょっと聞き漏れているかわかりませんので、村岡町の谷淵です。2番の福祉医療費助成事業に関するところの(1)で、該当事業を実施している美方、村岡町に限り現行の受給者証の有効期間満了まで継続実施すると。満了までという期日は、さっき言われましたか。

吉田議長 先程17年の6月までと、このように、末までですか、説明、事務局の方がありましたんで。

質疑、意見を打ち切りたいと思いますが、いいですか。

ないようでございますので、打ち切り、協議第57号につきましては、確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございますので、協議第57号は確認することに決定いたしました。

続きまして、協議第58号、農林水産関係事務事業の取扱い(その2)についてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、20ページをご覧いただきたいと思います。協議第58号、農林水産関係事務事業の取扱い(その2)について。農林水産関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。平成16年8月11日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目3 - (12) 各種事務事業の取扱い、農林水産関係事務事業の取扱い。1、林業に関すること。(1)林業振興補助制度は、現行の3町の制度を基に調整し、合併時に再編する。(2)林道整備に係る受益者負担金は、合併時に再編する。(3)林業用施設の災害復旧に係る受益者負担金は、美方町、村岡町の制度を基に合併時に再編し、香住町の町単独事業は合併時に廃止する。(4)治山事業に係る受益者負担金は、香住町の例により合併時に再編する。(5)有害鳥獣防止対策補助制度は、美方町、村岡町の制度を基に調整し、合併時に再編する。

それでは座って御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料21ページをご覧くださいと思います。林業の振興補助制度の中でも特に、資料にございますように、補助対象事業費ですとか補助率におきまして3町間で差異がございます。補助率等をご覧くださいたらわかるんですが、保育事業、開設事業の方で、美方町では事業費の50%以内ということになっておりまして、例えば林道、下の方の2行ですけれども、メーター当たり1,000円ですとかメーター当たり500円の50%ということになっとるわけですが、村岡町ではそれがいわば100%、メーター1,000円、メーター500円という形になっております。それから、香住町では、この作業道の例でいきますと、基本的には事業費の10%というような考え方をいたしておりまして、このように制度に差異がございますので、合併時に再編したいというふうに考えております。基本的には事業費を対象のものにしていきたいというふうに考えております。

それから(2)番目の関係でございますが、22ページをご覧くださいと思います。林道整備に係ります受益者負担金につきましても、事業費の区分、それから受益者負担率等に差異がございます。合併時に再編したいと考えておりますけれども、これまで受益者負担の特定が困難なことから、制度があっても実際には受益者負担を3町とも課していないというような現状もございまして、廃止も含めて再編したいというふうに考えております。

それから、次は23ページをご覧くださいと思いますけれども、災害復旧の関係でございますが、原則、災害復旧の場合、原形復旧が基本であります。従いまして、林業用施設の災害復旧に係る受益者負担金につきましては、受益者負担金を課していない美方町、村岡町の制度を基に合併時に再編しまして、唯一町単独事業を実施しております香住町の制度は合併時に廃止したいというふうに考えております。

それから(4)の治山事業の関係でございます。資料は24ページでございます。治山事業に係る受益者負担金でございますが、唯一この制度を設けております香住町の例によりまして合併時に再編したいと、このように考えております。

それから(5)の関係、資料25ページでございます。農家の経営安定に大きな影響を及ぼします有害鳥獣からの被害を防止するために、これまで政策的な見地から高率補助といたしますが、ご覧くださいましたらわかりますように、美方町、村岡町では2分の1以内、50%以内という補助率で支援をされております。香住町の方は10%から2分の1ということで、細かく分類されておるわけでございますけれども、基本的には美方町、村岡町

の制度を基に調整しまして、合併時に再編したいと、このように考えております。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりました。

これより質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

朝倉委員。

朝倉委員 美方町の朝倉です。ちょっと教えていただきたいんですけども、香住町の治山事業というやつがあるんですけども、治山事業、私の思いでは、何か県のやってるような治山事業という思いがするんですけども、町が負担金を負担すべき事業というようなことで、何かちょっとイメージがわいてこないことがありまして、もう少し制度といいますか、事業といいますか、わかれば詳しく教えていただきたいなという思いがしております。美方町、村岡町では制度なしということですので、これは今までそういう制度がなくてもよかったものなのか、それとも町が全部行ってきたから制度がなかったのか、その辺がちょっとわからないものですから。

それから、備考の欄にあります(1)(2)(3)というふうなことがあるんですけども、何かこれもいまいよくわからないというふうな思いがいたしておりますので、ちょっと教えていただきたいと思います。

吉田議長 専門部の方で答弁していただけますか。

藤村専門部会長 それでは専門部会の方としてお答えさせていただきたいと思います。

資料の24ページの方に香住町の治山事業の受益者の負担割合ということが記載されてありまして、朝倉委員の言われるとおり、美方、村岡では制度というのは持っていないわけですけども、この香住の制度につきましては、まず県の事業につきましては10%を負担していただくということでございまして、町が単独とする事業は30%ということで、美方、村岡にはこの町の単独とするという事業というのは、今のところ制度的に持っていないということでございます。この町の単独で行う事業と県の補助事業というものにつきましては、香住の方では特に、小規模なものでございますけども、山を持っておられる、家の裏山というふうに考えていただいたらいいと思うんですけども、そういう山の持ち主と、それから家の持ち主とが当然違う場合に、両方の方が協議をされて、両方とも負担をしてもいいですよということがあった場合に限り、事業採択をして負担をいただくという制度ということで、それが県の補助事業にのった場合は10%、2.5%というのは、これは公共的な施設と。例えば集落の公民館とか集会所みたいなものですね。そういう場合は2.5%ということでございますし、町単独の事業につきましては30%ということでございます。

備考の方の(1)(2)(3)につきまして、これは町が負担金を納める事業をした場合につきまして、これは10%もしくは公共施設の場合2.5%ということですし、町が事業主体で、それから国県補助がある場合、これは10%ということです。(3)は、町の単独事業ということで、30%という制度でございます。

吉田議長 朝倉委員。

朝倉委員 何か今ここに書いてあるやつをそのまま読んでもらったような感じがするんですけど、例えば自分の家の裏の山がどうかなったときに、ですから、美方町、村岡町は今までそれはじゃあどうやってたのかと。個人に30%の金を負担するということになるのと相当な金額になるときもあるでしょうから、何かその辺が、じゃあ香住町の例によるということでもいいのかどうかちょっとわからないなというところなんですけど、今まで美方、村岡ではどうされておったんでしょうかという思いがするんですけど。

吉田議長 上田委員。

上田(節)委員 美方町の上田です。朝倉委員の質問に対しましてお答えしたいと思います。

美方町の場合、県単の治山事業というのは以前2件あります。1件は石寺、今急傾斜の工事をしておる箇所ですが、そこで1件ございました。それから、もう1件は、貫田のナサダ、田村さんの裏側に1件ありました。美方町の場合はすべて補助残について関係者の負担でやっていただいたわけでございます。それを今、香住の例によって、町も随伴補助をつけようということがここに上げられておるわけでございます。以上です。

吉田議長 石垣委員。

石垣委員 村岡の石垣です。朝倉委員が発言されたように、非常にこの表現では紛らわしいというふうに私としては思うんです。一般に治山事業というと、公共的なものにすぐ理解されるというようなことで、ここの場合は、町が施行する小規模の治山事業ということになってるわけです。これをただ、県補助事業と町単独事業とありますけども、激甚災指定の場合には林地崩壊防止事業というのが町施行であるわけです。制度として整備するとすれば、林地崩壊防止事業も当然この中にもう一つ入れるべきであろうというふうに私は思います。

それから、村岡の場合でも、実は平成2年の19号の台風災害のときに補助県単をやりました。やりましたけども、町施行ですので全額町で持っていただいて、その中の何%かは県の補助金を受けたというようなこともやった事例があります。ですから制度としては

なくても、そういう運用でやっとなる例もあるんです。そういうことで、実際はかなりまちまちなというふうで、今さっきの発言がありましたように、30%負担ということになりますと、かなり受益者負担が大きいかなというふうに思うんです。

そういうことで、この表現にもちょっと工夫を凝らした方がええだろうと。治山事業と申しますと一般的に、99.9%ぐらいは、治山事業というと公共治山という理解されますので、ちょっとその辺の表現をきちっと初めにタイトルでした方が、この中身を備考で読んだらわかるなと言えばそれまでですけども、ちょっとそういうようなことを私としては思っておりますのと、もう一つ、ちょっと質問したいんですが、21ページに林業振興補助ということで、美方町だけが保育事業がここに載ってあるわけですけども、この保育事業を、どこも保育事業はどの町も補助対象としてやってはおると思うんです。これは国費、県費以外に町費も何ぼか継ぎ足しますよということなのか。恐らくそういう町はほとんどまれだろうというふうに思うんですが、国費、県費で出るものであれば、ここに村岡も香住も載せてないわけです。

それから、今、県が推進しておる保育100%補助、時限的にやっておりますけど、そういうものとこれとの、余りこれが入ってくるとちょっとややこしなるなというふうな思いをしますけども、その辺は事務局の方はどういう判断をされておるのかなと。もう少しこれを整理すべきであるというふうに思います。

吉田議長 専門部会長。

藤村専門部会長 先に治山の方なんですけども、石垣委員が言われるとおり、治山につきましては99.何%、ほとんど公共事業だと、国県の事業だということでございますので、特に香住の方の例でも町単独の例というのは、ほとんどないということでございます。先程言われましたように、そういうふうな治山につきましても制度ができた場合には、町としてはその制度にのせていくということが当然でございますので、そちらの方を使っていくということでございます。

それと林業関係でございますけども、美方の保育事業があるわけですけども、これは全くの町単独の事業として制度的にあるものでございまして、今現在、環境育林の事業で、対策事業としてずっと国県補助を使って、3町ともこれは森林組合にも補助を出して続けていっている事業でございますので、こういうものは当然続けていくもので、ここに書いてありますものは、町で単独の補助を持ってるものということでございまして、環境育林なんかは上乘せ補助ということでございますので、そういう事業については、そのまま継続していくということでございますけども、そういう事業がありましたら、今の場合、実際には個人負担はないわけでございますので、あえてこの美方町の事業をこれへのせていく必要もないということでございますので、これは合併後には廃止をしていきたいというふうに思っています。環境育林の方の事業を使っていきたいというふうな考えであります。

それと事務局長の方の説明の中で、林道の作業道の補助のことがあったわけですが、ちょっと補足させていただきますと、実際に村岡はメーター1,000円ということで、美方は1,000円の50%ということでございますけど、1,000円が事業費丸々ということではなくて、作業道をつくるには大体1万円程度ぐらいは事業費がかかるということでございます。しかし、やっぱり切り盛りの関係がありまして、きょう示させていただいてる資料でございますけども、香住町の実績等を考えると、これはメーター1万円もかかってないという場合もあります。ですので、私どもの考えてたのは、大体メーター1万円ということですので、1,000円の補助ということにすれば、大体香住の10%と同じような割合になるという考えを持っておりました。ですけども、中には1万円を切る事業費もありますし、1万円以上の、例えば橋をかけたりという場合の作業道等ができてきますと単価が上がりますので、これは事業費の10%ぐらいの率で補助をしといた方がよいというふうな調整をしていきたいというふうに考えております。以上です。

吉田議長 いいですか、石垣委員。

石垣委員。

石垣委員 石垣です。わかりました。ただ、小規模の補助については、1反以上は国費、県費の対象になりますので、恐らく1反以下というのが美方のこの制度だろうというふうに理解したんです。まあこれも廃止するというような幹事会の意見のようですので、それ以上は申し上げます。以上です。

吉田議長 他ございますか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、質疑、意見を打ち切ってもよろしゅうございますか。ありますか。

石垣委員。

石垣委員 一つ要望をしたいと思います。林業が衰退していると言いながら、山の公益的機能は非常に大事であるということは、この委員会でも皆さん常に言っておられますし、村岡町におきましては、林業の総合的な施策として林業振興協議会というものを要綱設置で設置しておりまして、施策の審議、建議、要望というようなことをいろんな観点から取り組んでおりますので、ひとつ合併が実現しました暁には、やはりこの大事な山の問題を取り組む一つの林業振興協議会と、名前はまた変わるとしましても、そういうものを是非設置していただきたいと。村岡町の各委員からの強い要望ですので、ひとつ要望として申

し上げておきます。以上です。

吉田議長 要望として承っておくということです。よろしいですか。
他ございますか。

ないようでございますので、質疑、意見を打ち切りたいと、このように思います。

協議第58号は、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がありましたので、協議第58号は確認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。10分まで休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続きまして、協議を進めたいと思います。

協議第59号、水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)についてを議題とし、事務局から朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは27ページをご覧いただきたいと思います。協議第59号、水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)について。水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。平成16年8月11日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目3-(12) 各種事務事業の取扱い、水道・下水道関係事務事業の取扱い。1、水道に関する事。(1)上水道関係手数料は、合併時に別表のとおり再編する。ただし、給水装置工事の設計手数料、閉栓手数料、私設消火栓使用立ち会い手数料、消火栓消防演習立ち会い手数料及び給水停止確認手数料は廃止する。

別表は以下のとおりでございます。設計審査手数料、口径20ミリ以下1,000円、25ミリ以上3,000円。竣工検査手数料、口径20ミリ以下1,000円、25ミリ以上3,000円。開栓手数料1,000円。国県道占用申請事務手数料、国県道3,000円、町道1,000円。

2、下水道に関する事。(1)美方町、村岡町が実施している合併浄化槽設置整備事業補助制度は、合併後に再編する。(2)水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度は、村岡町の例により合併時に統一する。(3)下水道関係手数料は、合併時に別表のとおり

り再編する。ただし、香住町の区域においては、供用開始後3年間は設計審査手数料及び竣工検査手数料を免除する。

28ページをお願いします。別表として手数料をつけております。設計審査手数料1,000円。竣工検査手数料1,000円。国県道占用申請事務手数料、国県道3,000円、町道1,000円。責任技術者登録(更新)手数料5,000円。督促手数料150円です。

資料につきましては座って御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1番の関係でございますけれども、上水道関係手数料は、合併時に別表のとおり再編するということございまして、ただし、給水装置工事設計手数料、以下廃止したい内容の手数を上げております。これにつきましては、これまで実態がございませんでしたので廃止したいというふうに考えております。

それから手数料を別表のとおり再編するということにいたしておりますが、資料の29ページご覧いただきたいと思っております。まず、設計審査手数料でございますが、現在、美方町では口径区別なし5,000円、それから、村岡町では同じく口径区別なし500円、それから、香住町では口径を25ミリまでと30ミリ以上に分けておりまして、2,000円、4,000円ということになっておりますが、今回、口径を20ミリまでと25ミリ以上に区分しまして、それぞれ1,000円と3,000円にするものでございます。

それから竣工検査手数料につきましても、美方町、村岡町では口径区別なしのそれぞれ1,000円、500円ということになっておりますが、香住町につきましては25ミリまで、30ミリ以上ということで、2,000円、3,000円となっております。これを合併後、20ミリまで、25ミリ以上としまして1,000円、3,000円とするものでございます。

なお、これまで閉閉栓手数料ということで、例えば美方町では開栓に300円、閉栓に300円、村岡町では同じく500円、500円をいただいていたわけでございますけれども、このたびでは開栓手数料で1,000円をいただくというものでございます。従いまして、美方町では開閉栓で600円だったものが今度1,000円になるということですし、村岡町では開閉栓で1,000円だったものが1,000円ということで、変化はなしということでございますが、これまで香住町ではサービスとしてやってきておりましたけれども、今度は1,000円いただくということになります。

なお、一番下の国県道の占用申請の手数の関係でございますけれども、これまで香住町は5,000円ということで、15年度の実績はゼロになっておりますけれども、合併におきましては国県道が3,000円、町道は1,000円ということにしたいというふうに考えております。

それから2番目の下水道に関することの1番でございます。資料につきましては、30ページをご覧いただきたいと思っております。合併浄化槽の設置につきましては、香住町の欄をご覧いただきたいと思っておりますが、香住町では町が事業主体となり工事を実施しております。

管理運営も町が行っておりますので、この種の補助制度は制定しておりませんが、美方町、村岡町では合併浄化槽設置整備事業補助制度なるものを設けておられます。この中で補助金額の基準となります人槽区分ですとか限度額等に差異がございますので、合併後に再編したいというふうに考えております。

次に利子補給等の関係でございますが、資料は31ページでございます。3町それぞれが水洗便所等の改造資金融資あつせん及び利子補給制度を設けておりますけれども、美方町では、例えば利子補給の基礎額が1戸につき200万円以内、それから、村岡町では30万円以上150万円以内、香住町では30万円以上120万円以内というふうな差異がございますし、利子補給につきましても美方町では5%以内の95%で、村岡町では融資利率の利子相当額とし、3%を限度とするということで、3%までは全額町が利子補給ということでございます。香住町の場合は、町長が別に定める利率を控除した利率により算定した金額ということで、16年度の場合は1%という考え方でございます。そういった差異がございますが、下水道の加入率を高める目的で、比較的支援措置が充実しております村岡町の例により、合併時に統一したいというふうに考えております。

それから、次に手数料の関係でございますが、32ページをご覧くださいと思います。設計審査手数料及び竣工検査手数料につきましては、美方町、村岡町では各1,000円ということになっておりますが、香住町では今日までこれらに関する手数料はいただいておりません。それはなぜかと申しますと、香住町としましては、自治法で定められておりますように、手数料は地方公共団体の事務で、特定の者の要求に基づき、主としてその者の利益のために行う事務とし、専ら地方公共団体自身の行政上の必要のためにする事務については、手数料は徴収できないということになっておりますので、今日まで設計審査手数料及び竣工検査手数料をいただいていないようではありますが、この際、合併時に別表のとおり再編するというものでございまして、1,000円、3,000円をそれぞれいただくことにしております。ただし、香住町におきましては、先程御説明いたしましたように、今日まで設計審査手数料及び竣工検査の手数をいただいておりませんでしたので、既に供用開始して3年を経過している区域の住民との公平性を考慮しまして、今後漸次供用開始となります地域の住民については、供用開始後3年間は設計審査手数料及び竣工検査手数料を免除するというようにしております。この供用開始後3年間という考え方でございますけれども、水道法の第10条では、供用開始された場合は遅滞なく排水設備を設置しなければならないとされておりまして、下水道の利用の強制が規定されております。合わせて同法第11条の3の規定では、水洗便所への改造義務を3年以内ということにしておりまして、因みにこれは代執行ができる罰則規定ということになっておりますので、3年という期間を区切らせていただいております。以上でございます。

吉田議長 以上、説明が終わりました。

これより質疑を受けたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村です。2点ほど教えていただきたいと思います。

まず1点目ですけども、督促手数料の関係ですけど、これについては合併後、多分納付書が構成3町とも一本化するんじゃないかというふうに、そういう関係からと思うんですけども、下水については150円の督促手数料があるわけですけども、水道についてはないと。この辺をもう少しわかりやすく説明をいただきたいということと、それから、ただいま事務局長が法について説明されたわけですけども、27ページの下水道に関することの(3)下水道関係手数料は合併時に別表のとおり再編する。この以下のただし書きですけども、香住町の区域においては供用開始後3年間は設計審査手数料と竣工検査手数料については免除するという事になってるわけですけども、このことにつきましては香住町住民のいわゆる負担公平という行政施策の経緯と法については理解ができるわけでございます。また一方、新町における行政サービスの均一化、それから平等、公平の観点から、我々はどのように認識をして、どのように理解をすればいいのかお伺いをしたいと思います。

吉田議長 専門部会長、答弁願えますか。

見塚専門部会長 専門部会長、香住町、下水道課長の見塚でございます。

まず1番目の督促手数料の関係ですが、水道料金と下水道料金の性格の違いですが、水道料金というのは、通常一般的に生活に必要なためというような考え方から、給水を続けていかなければならない性格のもんで、もし、その中であって、今までの例でいいますと、使用料金の滞納等があれば、いわゆる給水停止措置等を施しながら料金の回収を行っていく方法があったというのが一つの方法であろうというふうに思いますし、一方、下水の方ではそのような措置というものはございませんし、下水道そのものの性格からすると下水道事業に限るわけですけども、町のいろんな施策の中で下水道でやったり農業集落事業でやったり、いろんなことをしてるわけですけども、町民から見れば一つの下水という考え方で進んでおるといふ考え方の下に考えておりました、下水道の料金の徴収が滞った場合に、それを調整する方法として、税と同じ考え方、いわゆる下水の都市計画法の考え方からして、税と同じ考え方の集金の方法になるということでございます、それぞれ上水の国が示しております標準条例、それから下水の国の方が示しております標準条例をもとに決めたものでございまして、水道の方には督促手数料がない、下水の方には督促手数料が標準条例に謳ってあるというようなことから、このようにしているものでございます。

それから、設計審査、検査関係の手数料については、幹事長の方でお願いしたいと思います。

吉田議長 幹事長。

大瀧幹事長 それでは説明をさせていただきます。若干、本音の部分も含めまして御説明をさせていただきたいというふうに思います。

村岡町、美方町さんにおきましては、ここに資料にありますように、従来から設計審査手数料と竣工検査手数料につきましては徴収をしてきておられます。従って、この調整方針から見れば特段の問題はないというふうに思っております。

問題は、ただいま御質問ございましたように、香住町の場合は従来から、先程事務局長が申しあげました原則に基づきまして取ってきておりませんでした。それが現状でございます。それと、現在の香住町の下水道工事の面的整備の進捗状況でございますけれども、香住のいわゆる町の中心部を今、面的整備を順次進めてきております。また、この春に初めて一部分が供用開始になったという現状がございます。その周辺部につきましては、既にもう供用開始がスタートしておりまして、ほとんどのところがもう既に3年以上、供用開始をしてから経過をいたしております。若干少しだけ3年未満のところもありますけれども、ほとんどのところ、周辺部については3年以上経過をしております。一番問題になりますのが、いわゆる町の一番中心部の、これからまだ面的整備をしなければいけないというところとの整合性が幹事会の中でもいろいろと議論がなされました。そういう中で、今まで接続をしてきました方については、先程申しあげましたように、全く取ってないというような状況の中で、来年4月1日の合併のスタートから、それ以降に接続された方については、即料金を徴収するということになりますと、それまでにいわゆる町の政策に基づいて早く接続をされました方からはお金を取らずに、いわゆる後になった方からもらうことになるというようなことが、若干町の内部から見ても問題があるというようなこともありまして、それと、まだ供用開始してないところが結構ございますので、最初のころの方はもらわなくて、後からもらうということになると、やはり今の面的整備期間中の整合性を図りますと、どうしても町内部的に無理が出てくるというようなことで、一つのどこで線を引くかということも大きな問題になるわけでございますけれども、先程3年間というのが、一つの接続の大きな目安になっておりますので、これから順次供用開始始まってくるところについても、3年間は取らないようにして、3年間経過後からはもらうようにしようかという、正直申しあげまして、若干、苦しい面もあるんですけども、経過措置の中ではそれが最善ではなかろうかということでこういうような決定をさせていただいております。以上であります。

吉田議長 他質疑ありますか。

本城委員。

本城委員 美方の本城です。私もこのただし書きの分についてお聞きしたいなというふ

うに思っておったわけでありましたが、今、幹事長の方から説明はいただきました。しかしながら、先程中村委員もおっしゃっていましたが、いわゆる行政サービスの均一化という観点、そして、今いろいろ事情をお聞きしたのは、今の香住町の実情のお話であろうというふうに思うんですが、3町合併した場合には、むしろ不均一になるというふうなこともありますし、そして、これはもう確認されたことですから、それを今さら蒸し返そうという気持ちはさらさらございませんが、例えば手数料なんかにしても、美方、村岡は200円であった。それを香住町は250円であるから、まあ高いところの250円、香住町に合わせてというふうな措置をとってきておるにもかかわらず、こういうふうなものが香住町だけに限って3年間の有余期間を設けるというふうなこと、果たして美方、村岡の住民がどのように感じるのかなというふうな思いもするわけでありまして、そして、この設計審査手数料あるいは竣工の手数料ですね、竣工検査の。これはあくまでも、これから先ずっと1回だけですよね。しかし、手数料についてはこれから先何十回、あるいは場合によったら何百回取るかもわからない。その手数料ですら上げていってるわけですから、これは合併を機に、やはり美方、村岡と同じように手数料はいただいていくという方法の方が理解をしていただきやすいんじゃないかなという思いがするんですが、いかがなものですか。

吉田議長 藤原委員。

藤原委員 香住町の藤原です。今、香住町の状況につきましては大滝幹事長、助役から説明をいたしましたが、いわゆる香住の場合には、町の政策によって早いところと遅いところできて、接続がこれからのところがある。早いところについては料金を取っていないのに、合併によってこれからもし取るとなると、その間に同じ状況の中でたまたま早かったから料金が要なくて、遅かったから取るというふうな不公平が生じるという問題です。今、本城委員の言われることもよくわかるんですが、手数料等につきましては、それぞれ1回の機会があって、早かったか遅かったということではなくて、今までの分についてはこうだったから、これからは一斉に同じような状況になるというふうなことで、若干違うのではないかな。問題は、この下水道の関係で、村岡、美方の方でこれから接続されるという方については、前との関係で手数料を取るのに、香住の場合は取らない、この不均衡は出てくると思います。

若干、そういう問題がある中で、幹事会とか町長会で御了解をいただいたんですが、私はもしこれから再議論をするとなると、村岡、美方の皆さんのこれからの分についてどう取扱うかというふうなことについて検討をしていただく必要があるのではないかな。香住の問題については、非常に多くのところがこれからというふうな状況になって、且、それが個々の家庭の事情でこれからになったのではなくって、町の政策として結果的に供用開始が遅くなったというふうな状況ですので、それを町民の皆さんへ不均衡をしわ寄せすると

ということにつきましては、何とか協議会の皆さんの御理解の下に原案のような形で御了解をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

吉田議長 他ございますか。

〔質疑なし〕

吉田議長 質疑がないようですので、意見等がございましたら受けたいと、このように思ひますが。

本城委員。

本城委員 質疑がないわけじゃないんです、美方の本城です。藤原町長さんの言われることも理解はできるんです。理解はできるんですけども、いろんなものがこの合併を機に統一をされようとしたり、あるいはほとんどのものが合併後に調整というふうなことになっておるわけですけども、しかし、こういうふうにはっきりとわかっておるものについては、やはり多少辛抱していただく部分も出てきてもいいんじゃないかな。これどうもこういうふうにしなさいという意味じゃないんですが、やはりその方が皆さんに理解をしていただきやすいんじゃないかなという思ひがするわけなんです。

先程町長さんもおっしゃっておられましたけども、美方にしても村岡にしても、恐らく来年の4月1日以降に接続するという家庭も大分あると思うんですね。そういうふうなものをじゃあどういうふうに、美方、村岡はもらいますよ、香住はもうこういう政策だから取りませんよというふうなことでは、私は住民の理解は得られないだろうと。大きな合併という目標を、目的を達成するためにも、やはり一つにしていくべきじゃないかなという思ひがするんですが、いかがなもんですか。

吉田議長 会長。

岩槻会長 いろいろと御意見、それぞれの部分部分を捉えれば皆一理あると思ひます。としながら、他にもこれに類したのものもあります。上げるものもあれば、今度は低いように合わせるもの、わずかですけども、そういうものもあるということでございますので、我々も専門部会、幹事会、そういうところで時間をかけ、検討して、一つの方向を目指すわけでございますが、下水道等になりますと相当開きがございます。私のところはもうはやこととして終わるわけでございますし、接続率がもう65ぐらいにいったらでしょうか。去年で62%でございますから。そういう町もあると。これもそれぞれの町の政策、いろいろある、重点をどこに置いたのか、そういうこともございましょうし、あるわけございまして、マクロ的に見ると、今度は起債の持ち込みをどうだとか、いろんなこともある、

分担金はではどうだいやと、差があるではないかいやと、そういうことも出てくる。いろんなことがあるもんですから、率直に言うと、40万取っておるところもおありでございますし、30万のところもある。18万のところもあると、分担金。その差額はどうか。基金がそれではどうなるんだいやと、いろいろなことが出ます。ですから、そこが時によればマクロ的に見なくてはならない部分もあったり、いろいろございますので、最終的にこう御提案しようという結論を、今御説明申し上げておるところで落ちつけておるわけでございますして、その辺を是非御理解願いたいというふうに思うわけでございます。

吉田議長 他御意見ございませんか。

谷淵委員。

谷淵委員 村岡町の谷淵です。確かに藤原町長さん、あるいは岩槻町長さんが言われることもわからないわけではないですけど、この問題はもう一度審議するようにしていただいではどうかと私は思います。というのは、やっぱり住民感情等も考えれば、確かに岩槻町長さんの言われたように、40万、30万、18万という下水道の負担金の関係もあるいはあるでしょうし、いろいろであるでしょうけど、これを一挙に香住町だけをということになると、できたらもう一度審議をし直すようにしていただきたいなという感じがいたします。

吉田議長 他、ちょっと今ここで意見が分かれているんですけど、もう少しちょっと意見を聞かないと何ともちょっと言えませんんですけど、他御意見ございませんか。

どうでしょう、中村委員、もしあれば。

水間委員。

水間委員 美方の水間でございます。

今の件につきましては、ここに香住の地区においてはというふうなことについては、大変抵抗があろうかというふうに思っております。香住の町民といたしましては、政策の中に御理解といたしますか、わかるような気がいたしますけれども、やはり先程本城さんが言われたように、村岡町、美方町の町民といたしましては、なぜこういうことになるのかということが出てこようかと思っておりますし、下水道の負担金につきましても、各町3町の工事費ですか、あれがもうそれぞれと違ってくると思っておりますし、その辺からの考え方なのかどうかというふうなこともあると思っておりますけれども、もう一度町民のことを考えますと、考えていただけたらありがたいなというふうに思います。

吉田議長 中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村です。

先程、ちょっと1点言わせていただきたいことを落としてたんですけども、この手数料につきましては、これのみではございません。例えば10ページの福祉医療助成事業に関することでのただし書き、いわゆる17年の6月まで継続実施するという、これも含んだ質問をさせていただいたつもりでしたけれども、これが抜けておりましたので、もし議論していただくのなら、こういうものも含めて議論をしていただければというふうに思いますし、それから、1点目の水道の督促手数料の件ですけども、討論の中で、給水停止措置でもって対応するというような答弁があったわけですけども、これは税法でいうと強制執行に該当するような部分であろうかと思うんですけども、これまでに、強制執行するまでに、いきなり強制執行というわけにはまいりませんので、それまでの過程においては必ず督促はせないかんとするわけですけども、その辺はどのように対応されるのか、合わせてお伺いしたいと思います。

吉田議長 まず専門部会の方からお願いしたいんですが。

稲垣水道事業所所長 香住の稲垣といたします。

水道の方の料金の滞納ということで、まず督促は2カ月、1カ月の滞納がありましたら2カ月目に督促をします。それから1カ月後、お支払いがない場合は催告、さらにお支払いがない場合は、給水停止通知ということで停水しますよということでさせていただきま。一番最後が給水停止ということで、順次手数を踏んでおるんですけども、先程部会長が言いましたように、水道にはそういった強行手段というんか、給水停止をするという制度があるということで、督促の中で標準条例を出して申しわけないんですけども、そういった中でも督促をしておる例がないということで、従来から督促の手数は取ってなかったということでございます。

吉田議長 他、今の特にただし書きの件ですね、もうちょっと意見を聞きたいなと思うんですが。

岡田委員。

岡田委員 香住の岡田です。下水道の手数料の件ですけども、私は油良区におるんですけども、その油良区に下水道がつくのは17年に油良橋ができて、その後に下水道を一緒にしますっていう説明だったんです。私、暮らしとるもんにしたら早くこの下水道してほしいなとは思っただけけど、町の方のそういう工事の関係で、どうやら延びるということです。ずっと待ってたんですよ。それでやっと17年のその橋が開通すると同時に下水道もつくりまからという説明で、ずっと今まで待ってるんです。そうしたときに、この手数料を取られるということになると、ちょっと腑に落ちん部分があるなという気がするんです。

それだったら、こういうことを言わないで早くつけてほしいなというのは、これはいろいろ遅れた人たちも同じようなことが言えるんじゃないかなと思うんですよ。同じスタートに立って、片方では町の政策で早くついて、私たちの方とはとにかく油良橋ができるのが17年だから、それができてからつけますから、それまではまだ下水道にはなりませんよという説明で、ずっと下水道のできるのを待っていると。そういう事情がありますので、それいろいろ事情があると思いますので、これはやっぱり手数料取られるというのはちょっと不服ですね。

吉田議長 他ございますか。石垣委員。

石垣委員 村岡の石垣です。いや、実はうちの集落も、まだ下水工事が、柵工事が完全にできてないんですわ。これはあくまでも土木の道路行政の遅延で、遅延って言ったらかしいですけども、買収が終わってから予算が最近つかんということで、非常に遅れておるんです。下水もそれに並行してやってるもんですから、今度は手数料が村岡あるんですかな、ちょっと。いろいろ言えばそういうことも出てきますけども、あんまりこまいことを言えんというような思いをしております。そこでも行政の責任の問題まで絡んできますと、その辺は保障できるんかという問題も出てきますし、行政の立場というものの、やっぱり一つには大事なことかなというふうな思いをしておりますので、いろいろ言いたいんですけども、立場からいいますと、総合的に判断しますと、やむを得んとちゃうかなというふうな判断をしております。以上です。

吉田議長 伊藤委員。

伊藤委員 香住の伊藤です。同じような意見なんですけれども、この設計審査手数料、竣工検査手数料、これはつないだときの1回だけの手数料ですわね。そうすると、これは早くつなげたくても岡田さんが言っておられましたけれどもつなげないと。さっき行政の責任とか、行政の工事の進行の度合いによって、自分の考えではどうしようもないものであるということですね。

それと町によって最初に公共柵設置するときのケアが物すごく違いますわね。それから考えていったら、1,000円、2,000円、初めに負担する40万円、香住町の場合ね。そういう金額から考えていったらそれほどでもないっていうんですか、手数料が町によって違うという以上に最初の負担金の方がまた響いてくると思うんですけどね。だからこの原案どおりやっていただきたいという、香住町としては早くできた方が有利だって、安くてという、いつまでも延ばされた方は待ちながら不利になる状態に置かれながら、また料金も高く、しれてますけれども、高くても。気分的なもんだと思いますけれども、そうならないようにやってもらいたいというのが気持ちです。以上です。

吉田議長 三好委員。

三好委員 村岡町の三好です。今問題になっております手数料ですけども、これは設計審査手数料と竣工検査手数料の免除ということでございまして、督促手数料はこれは免除の対象になってないというふうにこの文面では理解をするわけです。

従って、これを免除するという一つの裏には、供用開始をすれば早く接続をしてほしいという一つのねらいもあるのではなかろうかと。従って、供用開始後、早く公共柵に入れることになって、下水道会計というものに影響するのか、非常に大きいというふうに私は思います。

従って、これによる審査手数料の20ミリ以下であれば1,000円なんですが、先程出ておりましたように1回だけのこれは手数料ですので、別にそう大きな問題になるような金額ではなかろうかというふうに思います。むしろ早く供用開始後、公共柵につないでもらうことを奨励する方が、行政としては非常にいいのではなかろうかというふうに思います。以上です。

吉田議長 他。暫時休憩という、ちょっと会長の方からの提案もあるんですけど、もしなければ暫時休憩して調整してもらわないと、ちょっといかなと思うんですが。ありますか。

ないようですんで、じゃ、会長の申し出どおりに、ちょっと暫時休憩させてもらいたいですけど、よろしゅうございますか。

じゃ、ちょっと暫時休憩いたします。では、今55分ですので、4時10分まで休憩させてもらいます。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

会長の方から今の結果をちょっと報告してもらいます。

岩槻会長 休憩時間をいただきまして、3町長あるいはまた幹事、そういうところで話し合いを持ちましたが、是非ひとつ御理解願いたいと思います。

結論を申し上げますと、継続審議ということをお願いしたいわけですが、論議の中で3町間の公平といいましょうか、広義な立場での御議論と、あるいは香住町内の下水道に取り組んでおり、先々進む中での一つの公平の原則と、こういうところで御意見が出ておるわけですが、これを追い詰めるとまた他の福祉面でも既に御決定した中でも、認証した期間の来るまでは継続するんだとかいうようなこともあるわけですが、その金額の大小はございますけども、政策的に考える筋論としては同じことが言え

るといふようなこともございますので、是非きょうは継続審議させていただきまして、次回に皆さんによく理解できる資料も用意してお諮りしたいと、こう思いますので、そういうふうのひとつ是非お願いしたいと思います。

これを改めるとかそういうことでなくして、理解をいただく資料も用意して次回にお願いしたいと、こう思います。よろしくお願い申し上げます。

吉田議長 以上、会長のとおり質疑、意見がなければ継続協議にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、そのように継続協議にさせていただきます。

以上できょう用意しておりました協議事項は終わりました。

次に、次回に提案予定をしております、本日、地域自治区の取り扱いについての資料がお配りしてるとお思いますけれど、この件について事前に説明をし、次回以降の協議の参考にしたいとお思いますので、事務局に朗読と説明をさせたいとお思いますけれど、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、そのように決定いたしましたので、これより地方自治区の取り扱いについての件を事前協議の勉強会ということで、事務局に朗読説明させます。

藤原事務局長 それでは次回に提案を予定させていただいております地域自治区の関係についての御説明と申しますが、朗読が中心になるうかと思っておりますがさせていただく中で、後で御質疑等を受けて、十分御理解していただいた上で審議に臨んでいただければというふうにお思っております。

まず資料に入りますまでに、今日まで地域審議会設置等の意見もあったわけでございますけれども、それらの経緯を含めて若干御説明をさせていただきたいと思っております。

当合併協議会では、当初から合併に対する住民不安を解消する体制づくりのために、合併特例法の地域審議会を設置すべきであるという意見が多数を占めておりました。合併協定項目にもそういったことで上げさせていただいております。しかし、地域審議会の取扱いの提案を前に、国会では去る5月の下旬に合併関連3法案が可決、成立しまして、新たな地域自治組織の一つとして、住民自治の強化等を目的とする地域自治区が創設されました。地域自治区を設ける場合には、住所の表示に地域自治区の名称を冠することが可能であることから、町長会におきましても慎重審議しました結果、地域自治区を設置し、区制

をし、くことの共通理解がなされております。

これを受けまして、第12回の合併協議会では、新町の名称を決定するに際しまして、旧町名使用についての可否の議論から、区を設けることによって合併後も旧町名ブランドを生かすことが可能となることから、新町名も全会一致で確認されたところでありました。従いまして、今日まで意見のありました地域審議会にかわり、住所の表示に地域自治区の名称、すなわち区の名称を冠することができる地域自治区を設置することについての事前学習をさせていただきたいと、このように思っております。

因みに地域自治区には、地域協議会の設置が必須となっております。そういったことで地域審議会との、例えば任務ですとか、権限を比較してみますと、後9ページの方に地域審議会、地域自治区の比較内容のペーパーをつけておりますが、その内容については地域審議会との設置を意図するものと、ほとんど似ているという、似た制度だという考え方をいたしております。

それではお配りしております資料について御説明をさせていただきたいと思っております。地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律等についてというタイトルで13回の合併協議会資料ということにしておりますけれども、まず地域自治区につきましても、地方自治法の中で一般制度としてあるわけですが、その中では、例えばこの3町でいきますと、必ず3町が設置しなければならないということになっております。が、しかし、合併特例法、このたびでは旧法の一部改正と新法ができたわけですが、合併特例法では、1つの町でも、あるいは3つの町が揃っても地域自治区が設置できるということになりまして、この3町の場合ですと住居表示にその地域自治区の名称を冠するということから考えますと、3町が設置するということが大前提になるわけですが。

この地域自治区は、上の方ゴシックで書いておりますように協議で定める期間ということですが、四角の中にちょっと解説ということしております。その前にちょっと御訂正といいますか、文字の追加をお願いしたいと思っておりますが、下の米印に「区長を置かない場合は、期間設定は不要である」ということには書いてありますが、その頭に「3町に地域自治区を設置し」を追加していただきたいと思っております。地域自治区を設置し、区長を置かない場合は、期間設定は不要であるということですが。

次に合併関係市町村の協議ということになっておりますが、一般法の地方自治法では条例で設けることになりませんが、合併特例法の関係では関係市町村の協議ということになりまして、協議については合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない。地域審議会も同じようないわば制度でございまして、その場合も各町の議決が必要になっておりますが、この地域自治区も同じように議会の議決を経るということになっております。この地域自治区の中には区長というものも制度化されておりますが、これについては置くことができるという、できる規定でございまして。

それから(3)番でございまして、先程申し上げておりますように、合併に係る地域自

治区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、地域自治区の名称を冠するものとするということで、これは3町の場合、全町にこの名称を冠することになります。

2ページに移りたいと思いますが、その名称を冠する場合の例示として上げておりますけれども、例えば現在の美方郡美方町大谷の場合ですと、ここでは旧町名を区の頭につけておりますけれども美方郡香美町美方区大谷、村岡町の場合でいいますと美方郡村岡町和田が美方郡香美町村岡区和田、香住町も同じく美方郡香美町香住区一日市ということになります。

ただ、下の方の四角の参考に書いておりますように、地域自治区そのものも名称は全く自由であります。区でもよろしいし、従来どおり町でも構わないようであります。なお且、区、町をつけずに、ただ単に というような名称のつけ方もあるようでございます。その名称が住所の表示につけられるという仕組みになっているという理解ができるようであります。

なお、名称を冠した場合でございますけれども、土地の登記簿等住所や土地に関する表記につきましては、法務省の所管でありますけれども、不動産の登記については、表題部の所在の記載については、合併特例区等の名称を冠することとする予定である旨、法務省に確認していただいておりますようでございます。それは大方、その確認もとれております。また、それらは職権で行うということでもありますので、これまで町名が変わりますといろんなものの中で住所変更をしなければならぬだろうかという心配があるわけでございますけれども、大方のものについては急いで住所変更する必要はないと、その機会を通じてしていただいたらいいということでございますし、この場合は職権で修正するということになります。それから、一方、登記簿上の地番につきましては表題部以外に甲区、乙区というのがあるんですが、その所有者等の住所の記載については、職権で修正せずに申し出に基づいて修正するという考え方であるようでございます。

それから(4)でございますけれども、この地域自治区を設けますと、地域協議会を置かなければなりません。この地域協議会の性格が、これまでいろいろ俎上に上がってございました地域審議会の内容とごく似た組織になっているということでございます。後程また御説明をさせていただきたいと思っております。

地域協議会の構成員は市町村長が選任することや、任期につきましては4年以内で定めるとのこと。それから報酬は支給しないことができるということ。

それから9番に地域協議会の権限というものを上げております。地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの、または必要と認めるものについて審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができるということで、このあたりも地域審議会と酷似しているというものでございます。

具体的には、とりあえず3つほど上げておりますけれども、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項。市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項。市

町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項ということでございますけれども、これは必ずしも から に掲げたものをするというものではございません。それぞれの地域協議会に合った任務を考えていけばよいということになります。

それから2でございますけれども、市町村長が条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって、地域自治区の区域に係るものを決定し、または変更しようとする場合においては、あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならないと。これは地域審議会のまちづくり計画も同じようなことが言われておりましたので、これも酷似している内容であるというふうに考えております。

なお(10)番に、地域自治区は法人格を有しない。これは法令上、法人格を有しないということになっております。

それでは本日お配りしました協議書の案をご覧をいただきたいと思っております。地域自治区の設置や協議会の設置及び構成員の関係で、関係市町村でこの協議書の協議が必要になってくるわけでございますけれども、現時点で考えております協議書でございますが、全国的にもまだ地域自治区をはっきりと設置するというようなところがございませませんが、因みにこれは北海道の石狩の方で、編入合併した場合の地域自治区の設置を参考にして一応案としてつくっております。この案を基に、現在県の方に、その辺のチェックをお願いしております。次回の提案のときにはちゃんとしたものを内容として御提案をさせていただきたいというふうに考えております。

まず、最初に市町村の合併の特例に関する法律第5条の5の規定により合併関係町の協議により定める事項、その他必要な事項について下記のとおり定めるものとするということで、第1条では、合併前に美方町、村岡町及び香住町の区域であった区域ごとに地域自治区を設置するというので、3町全部に地域自治区を設けるということにしております。

名称につきましては、甚だ行き過ぎた話になると思いますが、美方町では住民説明会で小代というようなことの見解もあったようでございまして、従いまして、最初の美方町に該当します文言のところはブランクにさせていただいておりますけれども、地域自治区の名称はそれぞれ 区、村岡町の場合ですと村岡区及び香住区とするということで案としてはさせていただいております。

それから、地域自治区の事務所でございますけれども、位置は現在の住所を書いておりますけれども、合併後の住所に読みかえることになります。それから名称につきましては、現在の町名の下に支所ということにしておりますけれども、地方自治法上では事務所の位置と支所の、あるいは出張所の位置が条例上謳われておるわけでございますけれども、先進の京丹後ですとか、あるいは養父市の場合を確認してみますと、支所を地域局と呼ぶとか、あるいは支所を市民局と呼ぶとかというような前提条件のある中で、ここの名称はそれぞれ地域局、それから市民局という名称で条例化されているようでございます。これにつきましても、次回の提案のときにははっきりさせていただきたいというふうに思ってお

ります。所管区域につきましては、当然のことながら今の町の区域になるわけですが、美方町に関係しますところは、先程申し上げましたようにブランクにさせていただきます。

それから第4条で、以下、地域協議会の設置及び構成員ということにしておりますけれども、構成員の関係は、(1)として公共団体が推薦する者でございますとか、識見を有する者、公募に応じた者、その他、地域の各種団体のそういった識見を有する方たちを委員とて選定されるようなことも書物には書いてございますので、そういった方たちを委員として組織するようなことになるかというふうに思っております。

なお、委員の任期は2年とすることになっておりまして、再任は妨げないということでございます。失礼しました。第4条の2項でございますが、委員の任期は2年としておりますけれども、これは4年以内で協議して定めるということになっております。

それから2ページに移りたいと思いますが、4項の関係でございます。とりあえずここでは委員の報酬につきましては、新町において定める非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例により支払うものとするということになっておりますが、一応法律の上では報酬は支払わないことができる規定になっておりまして、地域協議会の性格等を考える中で、この辺は十分町長会でも後程また議論をしていただきたいというふうに考えております。

それから第5条では会長、副会長をそれぞれ置くという内容でございますし、第6条で協議会の審議事項ということで、先程若干触れましたけれども、ここではとりあえず具体的に3つ上げさせてもらっております。1つには新町まちづくり計画に関する事項、それから新町基本構想、各種地域振興計画に関する事項、その他町長が必要と認める事項ということで、このあたりも最終的に、また町長会で最終の御判断をいただきたいというふうに現在考えております。

それから地域協議会の会議の関係でございますけれども、これは会長が招集することになっておりまして、委員の過半数が出席しなければ開くことができないということになっております。なお、議長は会長に務めていただくこととなります。議事につきましては、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるということになります。会議は原則、公開とするということにしております。ただし会長が必要と認める場合は非公開ということもできます。なお、この協議会の庶務の、あるいは事務局の関係でございますけれども、それぞれの地域自治区の事務所において処理をするというふうに考えております。

なお、御参考までに4ページには、市町村の合併の特例に関する法律ということで、新法の合併特例法の中に、地域自治区の設置手続等の特例がございますので、関係法令をつけております。

なお、7ページの方は地方自治法の一般法で地域自治区の設置というのが202条の4項でございますが、この関係法令をつけさせていただきます。

9ページが、先程も申し上げましたこれまでにいろいろ議論されておりました地域審議会

と地域自治区の内容でございますけれども、一応、合併特例法の特例制度によりまして、この3町の場合は設置したいというふうに考えております。この中で特に地域審議会と地域自治区の違いといいますのが、繰り返しになりますが9番の住所の表示でございます。一番右の方に書いてございますように、地域自治区の名称を冠するという、これが一番大きな違いでございます。それから17番に協議会等の組織の権限ということで書いてございますが、地域審議会も地域自治区も酷似した内容となっております。その他の内容についても大きく変わったところはないと、従いまして、次回には協定項目に挙げておりました地域審議会を廃し、削除して、新たに合併特例法の基本項目のところ、地域自治区の取扱いについてということで、協議事項に上げさせていただきたいというふうに現在のところは考えております。

以上、ちょっと早口で、あるいは端折った説明になりましたけれども、以上で地域自治区を中心としました説明とさせていただきたいと思っております。

吉田議長 御苦労さまでした。

この際ですから、若干この件につきまして質疑を受けたいと思っておりますけれども、質疑のある方、挙手をお願いしたいと思います。ございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 なければ各町、多分、担当者等いらっしゃると思っておりますので、十分その中でもお聞きになって、次回以降の協議の参考にさせていただければありがたいと、このように思います。

では、これで事前の勉強会は終了したいと思います。

続きまして、新町の名称についての、要するに要綱の中にあります賞を贈呈しなければならないということが出てまいりました。それにつきまして、要綱によりますと会長が協議会の会議の場においてそれぞれ抽せんすると、このようになっておりますし、名付け親賞は抽せんで1名、それから特別賞につきましては抽せんで20名以内と、このようになっております。そういう中で、この場において、これから抽せんしたいと思いますので、御協力のほどをよろしくお願いしたいと、このように思います。

それでは早速ではございますけれども、まず特別賞の方からの抽せんを行いたいと。20名以内となっておりますが、20名ということで抽せんをしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

では、事務局の方から段取りをよろしく申し上げます。

藤原事務局長 それでは会長さん、恐れ入りますけれども抽せん箱の方に進んでいただきまして、一つずつ拾っていただきまして番号を議長の方にお示し願いたいと思っております。そ

の後、事務局の方でその番号の該当者の住所、氏名を読み上げさせていただきたいというふうに思います。

岩槻会長 それでは、きょうは全委員さんでなくて、お一人欠席でございますけども、名付け親賞等抽せんさせていただきますが、すばらしい名前をつけていただいたわけでございますし、私も大方9割ぐらいまで進んだかなと、全工程の中の。そんなことも思います。顧問の先生もおいでますし、いつになく心臓がちょっとドキドキしておりますので、是非ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

藤原事務局長 では、お願いします。

吉田議長 一つずつください。番号は736番の方です。

藤原事務局長 736番は村岡町高坂、井上彰三さんです。
次、お願いします。

吉田議長 2人目は321番。

藤原事務局長 321番、香住町沖浦、山本八千子さんです。

吉田議長 3人目、1404番。

藤原事務局長 1404番、香住町三谷、清水恵美子さんです。

吉田議長 4人目、1385番。

藤原事務局長 1385番、香住町香住、森本友造さんです。

吉田議長 続きまして、1465番。

藤原事務局長 1465番、香住町中野、栗原住蔵さんです。

吉田議長 続いて、1020番。

藤原事務局長 1020番、村岡町宿、上田あや子さんです。

吉田議長 次、7人目、507番。

藤原事務局長 507番、香住町下浜、浜上一枝さんです。

吉田議長 次、8人目、229番。

藤原事務局長 229番、香住町訓谷、亀村亀雄さんです。

吉田議長 9人目、1096番。

藤原事務局長 1096番、村岡町高津、石井剛さんです。

吉田議長 では、いよいよ半分の10人です。482番。

藤原事務局長 482番、香住町三谷、清水憲一さんです。

吉田議長 次、11番目、346番。

藤原事務局長 346番、香住町香住、尾崎茂さんです。

吉田議長 12人目、524番。

藤原事務局長 524番、香住町八原、原證さんです。

吉田議長 13人目、739番。

藤原事務局長 739番、村岡町川会、中村鶴子さんです。

吉田議長 次、1600番。

藤原事務局長 1600番、香住町大野、柴田好子さんです。

吉田議長 15人目、3分の2済みでした。413番。

藤原事務局長 413番、村岡町和佐父、森匡伯さんです。

吉田議長 1387番。

藤原事務局長 1387番、香住町香住、森本芳子さんです。

吉田議長 17人目、1553番。

藤原事務局長 1553番、村岡町寺河内、大城徳宗さんです。

吉田議長 次、18人目、800番。

藤原事務局長 800番、香住町香住、中嶋久之さんです。

吉田議長 19人目、578番。

藤原事務局長 578番、香住無南垣、前田喜美子さんです。

吉田議長 ラスト20人目が61番です。

藤原事務局長 61番、香住町一日市、吉本洋介さんです。

吉田議長 では、最後に1人選んでいただきますが、名付け親賞ということで1人、会長に選んでいただきます。

では、最後の1人、名付け親賞を発表いたします。名付け親賞は168番です。

藤原事務局長 168番、美方町秋岡、吉田節子さんです。(拍手)

会長、どうもありがとうございました。

それでは名付け親賞に決まりました方には、美方町商工会発行の商品券を5万円分準備させていただきますし、特別賞の方はそれぞれの町の商工会が発行します商品券を5,000円分プレゼントさせていただきたいと思います。

なお、次回の協議会で名付け親賞の方に会長から目録等をお渡ししていただく予定にしておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

吉田議長 以上、抽せん会は終わりました。

次に、せっかくの機会でございますので、次回以降の合併協議に際しまして、特に御意見、御提言がございましたらお伺いしたいと思います。ありませんか。

本城委員。

本城委員 美方の本城です。時間が迫っておりますので簡単に申し上げます。

美方、村岡の議会から、この協議会の方に要望書が出ましたね、新聞でもそのように報道されております。それをどのように取扱いをされておるのか、まず、それをお聞きしたいと思います。

吉田議長 これ、会長あてに出されておるんですね。じゃ、会長の方から答弁いただきます。

岩槻会長 今、本城委員さんの方から御質問を受けましたが、新聞等をお読みになって、その経緯というものはある程度委員の皆さん御承知だというふうに思います。7月28日の日に、村岡町の議会、お名前まで申し上げますが、さらには美方町の議会議員さんから要望書はいただいております。村岡町の議会議員さんは連名で8名の方、美方町さんからも同じく8名の議員さんの連名で押印をされて要望書をいただいております。

簡単に申し上げますと、平成16年6月9日、第9回合併協議会で、いわばこれまで合併の期日が17年3月1日というふうに設定しておったんですが、特例法の改正等で4月1日に合併目標を変更されてきて、それが確認されておると。そこで3町において、それぞれ17年度予算審議がなされ、3町の拠点整備事業を予算上いかに取扱うかが大きな焦点であると。そこで議員としても、その見極めをつける責任があると、さらに16年度の決算認定まで任期等の特例を実施していただいて、決算確認もやるべきだという要望でございます。

御承知のように、議員の任期特例、あるいはまたそれも含めて議員数、これらを小委員会が持たれまして、しかも1号、2号委員は加わらないと、純然たる住民の代表がこのことについては御審議いただくということで、これはなぜこうなったかという1号委員、2号委員が入らない、町長、議長、あるいは議会議員さんが入らないという趣旨は十分わかりだというふうに思うわけでございます。

そういった中で、小委員会としては、それぞれの3町の議長さんの御意向を聞かれて、そして任期特例なし、議員定数も20人、あるいは農業委員についても20人で、これは村岡、美方で1つの区域を設けるとか、1期に限って、どここの町が何人というところまで決定して、それがこの協議会に諮られて確定しておるわけでございます。これについては、やっぱり重いものがあるというふうに思います。としながら、3月1日が4月1日になったと、そこで見方を変えれば、どの町も3月定例議会が開かれるというところがある、これは間違いのない事実でございますので、私の方としましては、若干時間をかりて、事務局長の方から3月1日に合併した場合と、4月1日に合併した場合の議員の失職の時期も違いますし、そこで予算とか、いろんな審議にどう違いが出てくるのかと、3月1日にした場合、4月1日に合併した場合、任期は2月28日で終わる場合と、3月31日で

終わる1カ月のあれがあるわけでございまして、そこはこれから事務局長の方が御説明申し上げたいと思います。

それから、この要望の中に、3町の拠点整備事業を予算上いかに取り扱うかが非常に重大だということをお指摘いただいておりますので、これもそれぞれの拠点事業も御審議願って、位置付けもできておるわけですが、その予算のつきぐあいはどうなるのかということをお心配なさっておるということが明らかにわかるわけでございます。そこで、私どもも事務局はいろいろと財政計画を立てて、どの町も細やかな財政見通しではございませんけれども、既にそういう資料で各町の説明も終わっておると思います。私の町も10回以上やりましたから、夕べを最後に終わったわけでございまして、そういう中で拠点事業についてもお話し申し上げておるわけでございます。やはり財政計画そのものが、すべての17年、18年、19年、こういう建設事業を例えば積み上げて、そして財政計画を立てておるのではないわけでございます。積み上げておるものもあります。としながら拠点事業はやはり、どの町も議会も町民も注目しておるわけでございますから、合併と同時に着手をしていこうという基本的な考え方を3町長持っておるわけでございまして、それについて、では特例債が予定どおりつくのかどうかというところが一つあるわけでございますが、実はこれまで幾度となく県民局なり、あるいは県庁の市町振興課のヒアリングを受けて、ある程度見通しのついたところを今回住民説明をやっておるわけでございますけれども、しかし、そうはいっても拠点事業、一番中心になるわけでございまして、今、再度財政計画を見直しまして、拠点事業が3町とも初年度から、17年度から取り組める体制の合併特例債充当、あるいは他の一般財源の充当というところで、事務局も検討をしております、本来なら8月6日に県民局を通じて本庁のヒアリングを受けると、スケジュールを組んでおったわけでございますが、若干延びて8月18日に本庁で県庁の市町振興課でそういう財政的な最後のヒアリングを受けるといふことにいたしておりますが、既に県民局には提案しております、3町の拠点事業が初年度から着手できるような財政計画を立てておるところでございますので、18日の結果を確認して、実は要望いただいております、御提出された方からもどうだと、返答がないではないかという御指摘も受けておるわけでございますが、それがやはりどうしてもある程度ずばりと物が言える、そういうところを見極めて、御返答といたしまししょうか、したらいかがかということが、私たち3町の町長の考え方であったわけでございますので、そういうふうには是非御理解いただきたいと、こう思うわけでございます。

吉田議長　じゃ、局長、ちょっと説明。

藤原事務局長　要望書の中では、3月1日の合併期日から4月1日に変わったことよってのいろんなお考えがあるようでございますが、私ども文面では十分意図されるところが酌み取れない部分もあるかもしれませんけれども、理解をさせていただいておりますの

が、合併期日が4月1日になりますと、当然3月も任期中でございますから、本来ですと3月の定例議会の開催月でございます。しかし、仮に新年度予算を審議するということになりますと、その3月議会で、それぞれの町で議決をいただくというような行為にはならないというふうに理解をいたしております。

従いまして、新年度予算の内容についていろいろ危惧されていることとは思いますけれども、それらについては、現在のところは各3町でそれぞれ1年分の予算を組んでいただく予定に、現在のところはいたしておりますので、議会の議決という行為はできなくても、十分その町の中で当局と議会とのキャッチボールはできるんじゃないかというふうに考えております。従いまして、合併期日が3月1日が4月になりましても、何らその辺の変わった要素はないというふうに事務局としては理解をさせていただいております。以上でございます。

吉田議長 本城さん、ありますか。

本城委員 美方の本城です。今いろいろお聞きをいたしました。ただ1点、ちょっと気になったのは、今の局長の答弁の中で、文面では十分に酌み取れない部分があったというふうにお聞きしたんですが、もし、仮にそういうふうなことがあるとするならば、やはり提出された方をお呼びしてでもきちっとそれは聞くべきではなかったのかなという思いがいたします。

それはそれとしておきまして、いわゆる美方、村岡のそういうふうな要望書を提出された方々の思いとしては、先程会長さんの方からる説明をいただいたわけではありますが、最重要課題とされた事業が本当に軌道に乗るのかどうか、確かに前期の5年以内にという確認はしていただいております。しかしながら、他の市ですね、合併した市でも例があるわけですが、いろいろ計画は立ててみたものの、やはり財政的な問題でそのようにはなかなかいかないというふうな話もお聞きするわけであります。そういった面から、決して議員の保身、身を守るための要望書ではない、いわゆる今住んでいるそれぞれの町の、本当にこれから先の拠点施設として最重要課題と上げておる事業が軌道に乗るのかどうか、この不安があるがために、このような要望書が出されたものであろうというふうに私は思うんです。ですから、今月18日ですか、市町振興課の方からのヒアリングを受けるということですので、そのヒアリングを受けた結果をいち早く、やはりその関係者の方にこういうことですよという説明をして理解をしていただく。そしてまた、次のこの協議会の中では、そのことをはっきりと説明をしていただきたい、このようにお願いをしておきたいというふうに思います。

岩槻会長 御趣旨のほどはよく理解いたしております。私の一人の判断でなくて、3町長、またはそういうことをありのまま協議もやりたいというふうに思うわけでございます。

そこで、財政計画、今度の場合は3町の拠点事業が初年度からかけられるようにということで、今、私自身も傍観しとる者ではございません。市町振興課の財政係長とか、そういう方にもお願いも申し上げておるところでございますし、ただ、さるかわり一般事業で継続事業、あるいはいろんな事業がございますが、この拠点事業を優先するために若干他の事業を1年、2年ずらさなくてはならない、そういう場合もあるかも知りません、これは。そして実際組む段階になったら、さらに拠点事業を優先させますから、そういうところも議会の皆さん、あるいは町民の皆さんも理解をいただかないと、何ていいます、オーソリティーなことを申し上げますけれども、財政状況のいい町もありますし悪い町もあると、これが一つになってお互いが理解示してやるわけでございますので、その辺は是非御理解をいただいておりますが、重ねて申し上げますけれども、18日のそれぞれ確信を持って御回答といいたいまいしょうか、見通しをいうことができると、それをひとつ御理解願いたいというふうに思います。

そうすればこの要望書が任期特例を言っておるわけでございますが、私としては一つの手続を踏んでおるわけですから、これまで決めてきたことはやっぱり重いではないかなと思っておりますが、またそれも議員の皆さんなりが、どう協議会の御理解をいただくかというところもあるというふうに思います。

吉田議長 他になければ……。ありますか。

上田(孝)委員 今の答弁いいですか、意見の中で、冒頭に本城委員の方から、議会から出るといふふうに本城委員、私は発言を聞いたんですが、今、両方、議長から少なくとも対外的な件につきましては、議長が出て初めて何々議会の行為だといふふうに私は受けとめておりますが、まず、その点について、本当に議会としてこの要望書が出たのかどうか確認をしていきたい、これが1点であります。

それから、2点目の先程の理由の中に、9月の決算を見なければならぬという文言がありました。じゃあ、この件について、議員の特例の小委員会、全体会等々のときから特例を使わないということは9月の決算は見ないということはわかっとったはずですね、違いますか。要望された方もあるとは思いますが。会場にですよ。この協議の進み始める段階から、特例を使わないという段階から、9月の16年度決算は我々はしないんだということを認識の上で、私は特例は使わないということはそのときから既にわかっとったはずですね。

そしてもう一つ、会長に僕は苦言として言いたいんですけども、少なくともこの議員の特例に関します確認というのは、1、2号委員を外した3町の3号委員さん全員が、それぞれの議長なりの意見を聞いて、議長はそれぞれの町の議員の意見を聞いて、そして持ち上げてきて、それを小委員会で意見を聞いて、そこで何回となく協議をして、そしてまとめたものを香住町の6月9日に行われた全体の協議会で、委員長長の報告どおり確認をさ

れたという行為がありますね。これまさしく議会でいえば議決なんですよ。協議会は議決とは言いませんが、議会でやった行為ならこれ議決なんです。そのことを全体会で確認したということは、私は議会で言う議決に等しいと思っておりますから、私はですよ。

ですから会長さん、もし仮にこのように確認したことを後々どなたが要望出されても、このように要望が出たけども、そのことが本当にいいのかな。まして、今回のこの中におられます、若干反対の方もおられると思いますけども、美方町さんも村岡町さんも香住町も、大方の委員さんがこの議員の特例については可として確認したんですね。そうでしょう。そのことを今回は若干事情が変わったけれども、その確認したことを再度もう一回考え直してくれんかというのが要望だと思っておりますね。果たして、そのような行為をこうして会長さんが堂々と、私はまだ正式にその文書も何も見ておりませんし、相談も受けておりませんが、そういう行為もなしに堂々とぼおんこうして全員の中で、そういう提案というか、提議というか、そのような行為をなさっていいのかなと、そういうことを思っております。それについて会長のお考えをお聞かせ願いたいと、このように思います。

岩槻会長 今、御質問を受けましたが、筋論としてはそのとおりだと私自身も思っております。もう小委員会に議長が出られて、議長さんが出られたちゅうのは議会の意向を集約されて言っておられるわけですから、そこで重みがあるということも申し上げておるわけですが、この中にも書いておりますのは、3月1日が4月1日に変わったと、これは特例法の中での交付税等が大きく変わるというところから、そういう選択をしたわけですが、私としてはそのときに3月1日が4月に変わるが、他の面についても、いろんな事象が何かあって、確認やらなくてもいいのでしょうかということを私自身もきちっと本来ならばすべきだったのか、しなくてもよかったのか、その点も明快には言い切れませんが、確かにおっしゃるように、では、他の方からこういうものが出たらどうするのか、それも思います。そういうことも実は思っておるわけですし、これを出た際に町長では協議やりましたが、議長さんに入ってもらってやったかといえば、それを怠っておる面もございます。

私としては筋論からいえば、議長さん方も、香住町さんは出てないですけども、2町からは出ておる。そうなる議員個人の資格で連名でお出しになったとしながら、議会としてどうお捉えになっておるのか。そこまで詰めて私も2町の議長さんに聞いてもない。いろいろなことがあるわけですが、私が出た方に何ていいましょう、預かりっ放しでいいのかなというところも実はあるわけですが、今は預かっておると何もなしにしてあれしたものでない。いろいろなことが考えられますし、指摘も受けるということは思うわけですが、そういうそしりを受けるのはやむを得ない面もあるなと思っておりますが、やはり起因したのが3月1日が4月1日に変わったというところで、解

釈が正しい、正しくないは別として、2町の議員さんでそういう受けとめ方をされる方もあるということですが、私は期待するのは財政計画で拠点事業をきちっと物が言えるようになれば、議会がといてまいしょうか、この署名されておる方も安心していただけるのかなと、甘いかわかりません。今はそんなことを思っておるということですが、これはまた3町長で協議もやらせていただいて、そして今おっしゃるように議会の公的あれを果たすのは議長さんだと私自身も思います、代表してやるのは。ですから、そういう意味も含めて御相談にもあずかって、いい結末が出るように是非是非また御支援もいただきたいなというふうに思います。

吉田議長 以上で今回付議しました協議事項は終わりましたので、次回の開催日程等について、事務局から説明願います。

藤原事務局長 長時間大変御苦労さまでございました。それでは6のその他の3番目に上げておりますように、次回は第14回の協議会になります。8月30日月曜日に午後1時30分から香住町文化会館で予定をさせていただきます。なお協議の予定は、協議第60号から67号までそれぞれ挙げておまして、これらを御審議いただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

吉田議長 以上をもちまして第13回の合併協議会を終了いたします。大変御苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町
合併協議会議長

.....

会議録署名委員

.....

会議録署名委員

.....